

備前市への移住・定住をご検討の方

空き家（中古住宅）の取得費用の一部を補助します



本市への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、平成28年4月1日から空き家活用促進補助事業を行っております。この事業は、本市に定住する目的で空き家を取得する方へ補助金を交付するものです。

取得費用の10%（上限100万円）

※空き家購入費及び空き家購入に伴う土地購入費【住宅用地のみ】が補助対象経費となります

1. 対象者（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①平成28年4月1日以降に補助対象経費に係る売買契約を締結している人。
- ②交付決定通知を受けた日から、10年以上備前市に居住する方。

2. 補助要件（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①市税の滞納がないこと。
- ②法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3. 補助対象住宅（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①自らが居住する一戸建ての空き家であること。
- ②併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居住のために使用できること。
- ③玄関、台所、便所、浴室及び居室があること。

※詳しくは、下記までご連絡ください。

【お申込み・お問い合わせ】

備前市役所 総合政策部

企画課 ふるさと創生係

〒705-8602

岡山県備前市東片上126番地

TEL:0869-64-2225 FAX:0869-64-3845

※詳細や提出書類につきましては窓口及び市のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

